

会議の非公開について

本日の専門分科会のうち審議事項については、下記の理由により非公開としたい。

●審議案件

家庭的保育事業等（事業所内保育事業）の認可について

（非公開とする理由）

審議事項に、久留米市情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）、第2号（法人等に関する情報）、第3号（審議・検討等に関する情報）に該当する不開示情報が含まれるため、同条例第32条第2号の規定に基づき、非公開とするもの。

久留米市情報公開条例（抄）

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったとき（当該開示請求が権利の濫用に該当するときを除く。）は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び久留米市土地開発公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 市の機関及び久留米市土地開発公社並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(会議の公開)

第 32 条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するもの(以下「附属機関等」という。)は、その会議を公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 審議内容に不開示情報が含まれる場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合